

平成29年9月25日
九州地方整備局

◎不誠実な行為を行った下記業者について、2ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社小路建築事務所
業者の住所：佐賀県佐賀市本庄町本庄536-3
2. 指名停止措置期間：平成29年9月25日 ～ 平成29年11月24日
(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、株式会社小路建築事務所が熊本営繕事務所発注の「税大熊本研修所（H29復旧）管理棟工事監理業務」（平成29年8月8日開札）の入札において、調査基準価格を下回る金額で入札したため、当該業者に対して低入札価格調査依頼を行ったところ、平成29年8月16日に辞退届が提出され、同調査に協力できない旨を申し出たものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社小路建築事務所が熊本営繕事務所発注の「税大熊本研修所（H29復旧）管理棟工事監理業務」において低入札価格調査に協力しなかったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 富山 昭義（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）